

江府町告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により令和7年4月14日付けで請求のあった江府町議会の議員の定数を定める条例および江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正についての議会の審議結果を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月7日

江府町長 白石祐治

1. 提出議案

議案第52号 江府町議会の議員の定数を定める条例及び江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

2. 議決年月日 令和7年5月1日

3. 審議の結果 否決